

## 香川県立保健医療大学副学長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学副学長（以下「副学長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。

2 副学長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(副学長の資格)

第3条 副学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者でなければならない。

(選考の方法)

第4条 学長は、本学の教授のうちから、教授会の意見を聴いて、副学長を指名するものとする。

(任期)

第5条 副学長の任期は、2年とする。ただし、指名した学長の任期の終期を超えることはできない。

- 2 副学長は再任されることができる。
- 3 第2条第1項第2号又は第3号に該当することにより選考された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、副学長の選考に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年6月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に際し、現に副学長の職にある者は、この規程により選考されたもの

とみなす。